

平成29年 6 月26日（月）
午後 4 時
上下水道局 3 階 会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第15号 市長からの意見聴取について

報告第16号 地域交流センターの指定管理者選定に係る文書についての審査請求に係る口頭意見陳述審理手続担当員の指名及び審査請求人への通知について

議決事項

議案第25号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

議案第26号 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命について

署名人

高須教育長

岩根教育長職務代理者

5月・6月教育委員会一般事務報告

(5月13日～6月26日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	13	土	第37回公民館まつり（～14日）	公民館まつりの開催	総合センター
	14	日	市民体育大会柔道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会バドミントンの部	大会	市民体育館
	16	火	平成29年度教育研究員委嘱状交付式	委嘱状の交付	教育研修センター
	17	水	5月市議会臨時会（第1日）	付議事件即決、役員改選	市議会議場
			市民体育館 指定管理者実績検証	実績検証	市民体育館
	18	木	5月市議会臨時会（第2日）	役員改選	市議会議場
			中央公民館 指定管理者実績検証	実績検証	中央公民館
			エスポアール 指定管理者実績検証	実績検証	エスポアール
	19	金	5月市議会臨時会（第3日）	役員改選	市議会議場
			学び館 指定管理者実績検証	実績検証	学び館
			地域交流センター 指定管理者実績検証	実績検証	地域交流センター
	21	日	市民体育館大会インディアカの部	大会	池の里市民交流センター
	22	月	学校訪問		
			平成29年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	定期総会	ホテルアウィーナ大阪
	23	火	野外活動センター 指定管理者実績検証	実績検証	野外活動センター
	24	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	25	木	北河内地区総合体育大会開会式	式典	大東市立市民会館
	27	土	市政感謝会		アルカスホール
	28	日	小学校運動会（8校）	運動会	東、第五、明和、木田、堀溝、点野、楠根、梅が丘
			市民体育大会陸上競技の部	大会	寝屋川公園
			市民体育大会軟式野球の部兼市長杯大会	大会	南寝屋川公園他
			市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
5	29	月	校長役員会	6月校長会の案件について	教育研修センター
6	2	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			平成29年度第1回社会教育委員会議	委嘱状の交付、1.平成29年度社会教育委員の活動予定について、2.その他	議会棟4階第1委員会室
6	3	土	中学校（5校）	体育大会	第一、第二、第三、第四、第九
6	4	日	小学校運動会（8校）	運動会	西、北、中央、木屋、神田、田井、桜、石津
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
	13	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	15	木	6月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	18	日	北河内地区総合体育大会（第1日目）	大会	北河内各市施設
	20	火	幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	23	金	平成30年度小学校使用の教科用図書 学習会	平成30年度小学校使用の教科用図書の採択について	本庁2階特別会議室1
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	25	日	北河内地区総合体育大会ソフトボール一般男女の部（寝屋川市担当）	大会	寝屋川公園
			北河内地区総合体育大会（第2日目）	大会	北河内各市施設
	26	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会6月定例会		上下水道局3階会議室

6月・7月教育委員会行事計画書

(6月27日～7月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	27	火	6月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	28	水	6月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	29	木	6月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
			幼稚園英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	30	金	文教常任委員会	所管事項事務調査	議会棟5階第2委員会室
			文教常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟5階第2委員会室
7	1	土	平成29年度寝屋川市立小・中学校管理職等候補者選考	寝屋川市立小・中学校 校長、教頭及び指導主事等候補者の選考	教育研修センター
	2	日	北河内地区総合体育大会バレーボール一般女子2部（寝屋川市担当）	大会	市民体育館
			北河内地区総合体育大会（第3日目）	大会	北河内各市施設
	3	月	校長役員会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	4	火	6月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決	市議会議場
	6	木	第2回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成30年度小学校使用の教科用図書の採択について	議会棟5階第2委員会室
	7	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	10	月	北河内地区教育長協議会（～11日）	管外研修	広島県廿日市市
	11	火	第3回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成30年度小学校使用の教科用図書の採択について	議会棟4階第Ⅰ・Ⅱ会議室
	13	木	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	14	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	ホテルアウィーナ大阪
	16	日	寝屋川ミュージックデー	吹奏楽演奏	市民会館
7	18	火	北河内地区教育長協議会		守口市役所
	21	金	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会7月定例会		本庁2階第1会議室
			小学生・中学生サミット	寝屋川市小学生・中学生サミットの開催 ・各部門ごとの発表 ・いじめ撲滅劇の上演	中央公民館

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
7	26	日	北河内地区総合体育大会総合閉 会式	式典	大東市立市民会館
	28	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	ホテルアウィーナ大阪

報告第15号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成29年6月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

平成28年度寝屋川市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
8	2	小学校校舎棟 トイレ洋式等改修事業	493,638,000	493,638,000	—	112,294,000	—	379,900,000	—	1,444,000
	3	中学校校舎棟 トイレ洋式等改修事業	189,669,000	189,669,000	—	43,888,000	—	144,500,000	—	1,281,000
合 計			683,307,000	683,307,000	—	156,182,000	0	524,400,000	0	2,725,000

報告第16号

地域交流センターの指定管理者選定に係る文書についての
審査請求に係る口頭意見陳述審理手続担当員の指名及び審
査請求人への通知について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条
の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し
承認を求める。

平成29年6月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地域交流センター指定管理者選定に係る文書の公文書開示請求があ
り、部分開示決定処分を行ったが、開示請求者より審査請求書が提出
された。

この度、審査請求人から行政不服審査法（平成26年法律第68号。
以下「法」といいます。）第9条第3項の規定により読み替えて適用さ
れる法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがあったこ

とから、口頭意見陳述の審理手続を行う担当職員（口頭意見陳述審理手続担当員）を指名及び当該職員を指名したことについて、審査請求人に対して通知をするため。

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

平成 29 年 6 月 9 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部

次長兼教育政策総務課長 藏守 利彦 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会が行った「地域交流センター指定管理者選定に係る文書の部分開示決定通知書」（平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号及び平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号）による処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 28 年 8 月 5 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

平成 29 年 6 月 9 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部

教育政策総務課長代理兼係長 高宮 一納 様

審査庁 寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会が行った「地域交流センター指定管理者選定に係る文書の部分開示決定通知書」（平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号及び平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号）による処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 28 年 8 月 5 日

口頭意見陳述審理手続担当員指名書

平成 29 年 6 月 9 日

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部
教育政策総務課 矢田 剛士 様

審査庁 寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記の審査請求について、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として指名する。

記

1 審査請求の件名

寝屋川市教育委員会が行った「地域交流センター指定管理者選定に係る文書の部分開示決定通知書」（平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号及び平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号）による処分についての審査請求

2 審査請求人の住所又は居所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 審査請求年月日

平成 28 年 8 月 5 日

平成 29 年 6 月 9 日

審査請求人

様

審査庁 寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

口頭意見陳述審理手続担当員の指名について（通知）

【審査請求の特定】

本件処分 次の当初処分と追加処分の双方を指します。

当初処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 5 月 6 日付け社文ス第 262 号 部分開示決定

追加処分 寝屋川市教育委員会による平成 28 年 12 月 5 日付け社文ス第 1613 号 部分開示決定

審査請求人

審査請求日 平成 28 年 8 月 5 日

平成 29 年 4 月 18 日に貴殿から提出のあった行政不服審査法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 31 条第 1 項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てについて、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」といいます。）第 9 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項及び同法第 31 条第 1 項の規定による口頭意見陳述の審理手続を行う者として、下記の者を指名したので、通知します。

記

寝屋川市教育委員会事務局学校教育部に所属する次の者

- (1) 次長兼教育政策総務課長 藏守 利彦
- (2) 教育政策総務課長代理兼係長 高宮 一納
- (3) 教育政策総務課 矢田 剛士

〒572-8555

大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

審理手続担当 高宮、矢田

TEL072-824-1181 内線 3013

議案第25号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

平成29年 6 月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、平成 28 年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなった。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 28 年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ 学識経験者：大阪国際大学 田中 優 教授
 兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

5 平成 29 年度のスケジュール（案）

- (1) 6 月下旬 : 6 月教育委員会定例会に実施方針を上程
- (2) 6 月下旬 : 学識経験者（2 名）の決定
- (3) 8 月下旬 : 第 1 回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (4) 9 月上旬 : 第 2 回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
- (5) 9 月下旬 : 教育委員会定例会に報告書を上程
- (6) 10 月上旬 : 市議会に報告書の提出
- (7) 10 月下旬 : 報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第26号

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱及び任命
について

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

平成29年6月26日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会実施に当たり、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員を委嘱及び任命するため。

寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会名簿

委員構成 (寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等	その他
第1号	公募による市民	屋敷和美		新規
第2号	学識経験を有する者	杉本厚夫	関西大学教授	継続
		福田敦志	大阪教育大学准教授	継続
		川北章史	大阪府教育センターカリキュラム開発部小中学校教育推進室	継続
第3号	学校関係者	澤井啓士	寝屋川市立南小学校長	継続
第4号	PTA関係者	坂本則夫	寝屋川市立校園PTA協議会会長	継続
第5号	社会教育関係者	辻本 通	寝屋川市地域教育協議会会長	継続
		辻本嘉秀	寝屋川市青少年指導員会副会長	継続
		葛城裕也	寝屋川市スポーツ推進委員会会長	継続
第6号	留守家庭児童会関係者	吉岡令子	寝屋川市立木田小学校児童指導員	新規
		北西弥寸志	社会教育部青少年課児童指導員	継続
第7号	放課後子供教室関係者	川口肇人	池田小につこにくらぶ実行委員長	新規
第8号	放課後児童対策を所管する課長	青木俊治	社会教育部次長(青少年課担当)兼文化スポーツ室長	継続
		赤堀 慎	社会教育部青少年課長	新規

期間 平成29年7月15日から平成31年7月14日まで